

## 令和3年度相談支援従事者現任研修開催要項

### 1 研修の目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得及び相談支援に従事する者の資質向上等を目的として、群馬県相談支援従事者研修事業実施要綱に基づき、相談支援従事者現任研修を実施する。

### 2 実施主体

群馬県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

### 3 研修日(動画配信期間+演習3日間+OJT2回)及び会場

	日 程	会 場
講義 (動画配信)	9月1日(水)～9月15日(水)	
演習及び OJT	【A日程：40名程度】 <演習> 1日目：10月1日(金) 2日目：11月1日(月) 3日目：12月3日(金) <OJT> 1回目：10月2日～31日の間で1回 2回目：11月2日～12月2日の間で1回  【B日程：40名程度】 <演習> 1日目：10月12日(火) 2日目：11月17日(水) 3日目：12月15日(水) <OJT> 1回目：10月13日～11月16日の間で1回 2回目：11月18日～12月14日の間で1回	<演習> 群馬産業技術 センター研修室  <OJT> 後記「5 OJTの 実施について」を参 照  ※状況によって変更 になる可能性があります

### 4 研修内容

研修は、別紙「令和3年度相談支援従事者現任研修カリキュラム」に基づき実施します。

※カリキュラムは現時点の案となりますので、今後変更する可能性があります。

### 5 OJTの実施について

令和2年度より、意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成する目的から、現任研修が新カリキュラムになったことに伴い、群馬県ではOJTを実施します。

実施方法は以下のとおりです。(受入れ先の調整は、県が行います)

### (1) OJTの受講先

①受講生がOJTを受ける場所は、受講生の勤務先住所の基幹相談支援センター（以下「基幹」という。）又は委託相談支援事業所（以下「委託」という。）となります。

②受講生が勤務していない場合は、受講生の住所地の基幹又は委託となります。

③OJT受入れ先の調整により、勤務先住所地の近隣市町村の基幹又は委託となる可能性があります。

### (2) 実施内容

1回目：受講生の課題に対するスーパーバイズ

2回目：地域の相談支援体制及び市町村（自立支援）協議会への参加等

※各OJTにおいて「インターバル報告書」（OJTの前後の演習で使用）及び「OJT報告書」（OJT後の演習日に提出）を作成してもらいます。

### (3) OJTの受講先の通知方法

受講決定時に、各受講者に対して受講先を通知します。

### (4) 実施日程・時間

【演習A日程の方】

令和3年10月2日～10月31日の間で1回

令和3年11月2日～12月2日の間で1回

【演習B日程の方】

令和3年10月13日～11月16日の間で1回

令和3年11月18日～12月14日の間で1回

※各日程において、計2回（1回あたり2時間以上）実施

## 6 受講対象者

都道府県が行う相談支援従事者初任者研修を修了した者（令和3年度の初任者研修受講者及び平成26年度以前の初任者研修修了者で現任研修未受講者を除く）のうち、「指定相談支援事業所等において相談支援事業に従事しており、一定の経験を有する者」とし、今年度の現任研修においては、以下のいずれかに該当する者を受講対象者とします。

(1) 令和2年度の現任研修未実施により、相談支援専門員の資格の延長措置を受けている者。

(2) 令和3年度末が相談支援専門員の資格の満期である者。

※相談支援専門員については、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度ごとの各年度の末日までに1回以上、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

従って、例えば、平成28年度の初任者研修修了者で、平成29年度以降に相談支援従事者現任研修を修了していない方については、今回の現任研修を修了しないと令和4年3月末をもって相談支援専門員の資格が失効し、相談支援業務に従事する場合には再度初任者研修の受講が必要となります。

<例>平成28年度に初任者研修を修了。

令和3年度末までに「現任研修」を受講しなかった場合は、相談支援専門員の資格は失効。→相談支援専門員として従事する場合は、再度「初任者研修」の受講が必要。

平成28年度	平成29年度	→	令和3年度
初任者研修修了	初年度	→	5年度目

## 7 募集定員

受講者 80名（予定）

## 8 申込方法、提出期限等

**令和3年7月29日（木）【必着】**までに、次の（1）郵送及び（2）電子メールにより有限会社プログレ総合研究所研修事業担当あてに提出してください。（郵送及び電子メールは両方必要となります）なお、同一事業所で複数の申込をする場合は、取りまとめて提出してください。封書には「現任研修申込書類在中」と朱書きしてください。

### <提出書類>

※（1）郵送と（2）メール両方で提出してください。

いずれか一方の場合は、受理しないので、特に留意してください。

#### （1）郵送により、次の書類を提出する。

①受講者推薦・申込書（様式1）

②過去の修了証書の写し

（過去に受講した相談支援従事者初任者研修の修了証書と既に現任研修を受講したことがある場合は現任研修の修了証書の写し）

③返信用封筒（受講可否通知の送付に使用します。）

140円切手を貼った返信用封筒（角型2号 サイズ24cm×33.2cm）

返信用封筒には、返信先の住所、所属事業所名及び申込者名（複数の場合は代表者名）を明記してください。

※①から③が全て揃っていない場合には受理いたしません。

#### （2）電子メールにより「受講者推薦・申込書（様式1）」（エクセルファイル）のみを提出する。

※エクセルファイルのまま送信してください。

※電子メールの件名には、必ず「**【現任研修】**」及び

「**申込者名（事業所名）**」を記載してください。

※ファイル名は「**事業所名 受講申込書（様式1）**」とし、提出してください。

※電子メールにより送信できない場合のみ、事前に有限会社プログレ総合研究所研修事業担当あて連絡してください。

### <受講申込にあたっての留意事項>

- ・事業所に所属していない方は、事業所名、事業所所在地、事業所電話番号、事業所E-mail欄に個人の情報を御記入ください。
- ・課題や受講に関する重要なお知らせ等を電子メールで行いますので、メールアドレスの御記入に御注意ください（課題等が届かない場合があります）。
- ・受講申込書に記載された氏名及び生年月日により修了証書を作成しますので、誤りのないように記載してください。

### <群馬県及び委託先のホームページに申込書の様式等を掲載しております>

・群馬県

群馬県トップページ>健康・福祉>障害児・障害者>研修案内・ボランティア募集等>令和3年度相談支援従事者現任研修を開催します

- 委託先  
下記URLで検索  
「<http://www.omiya-fukushi.co.jp/>」  
大宮福祉カレッジHP>トップページ「群馬県令和3年度障害福祉従事者等研修」>相談支援従事者現任研修

## 9 申込先

### (1) 郵送先

〒370-0045

群馬県高崎市東町70 イースト70ビル2階

有限会社プログレ総合研究所

群馬県障害福祉従事者等研修事業担当あて

### (2) 電子メール先

有限会社プログレ総合研究所

Eメール：g-shougai@omiya-fukushi.co.jp

## 10 受講費用

### (1) 受講費 12,000円

ただし、研修に係る旅費等は各事業所等が負担してください。

### (2) 「障害者相談支援従事者研修テキスト（現任研修編）」代3,080円

(税込)

※(2)について、講義及び演習の両方を上記テキストに沿って行うため必須となりますが、すでにお持ちの場合、改めて購入する必要はありません。

### (3) 支払方法について

- 受講費用は、受講決定通知に同封する振込書にてお支払いしていただきます。
  - 振込書の控えは、振込したことを証明するものとなりますので、大切に保管してください。
  - 詳しい支払い方法については、受講決定通知に同封します。
- ※研修の欠席、遅刻、修了の可否等による受講料の返金を行わないので注意してください。

## 11 受講者の決定

群馬県が受講者を決定し、受講決定可否については、委託事業者より郵送します。

□発送予定日：令和3年8月19日（木）

※受講決定可否の通知が8月26日（木）の午前中を過ぎても届かない場合のみ、お手数ですが、有限会社プログレ総合研究所まで連絡してください。

## 12 課題の提出

課題に関しては、受講決定時に別途通知します。

## 13 修了証書の交付

12に定める課題を提出し、研修の全てを修了した者について修了証書を交付します。

※原則として、修了証書の再発行は行わないので、紛失しないように留意してください。

## 14 研修修了者の市町村への情報提供について

群馬県では、県内における相談支援の提供体制の整備を推進し、相談支援事業所に

従事する相談支援専門員の確保を図るため、同意の得られた受講者については、事業所所在地の市町村へ、当該事業所に所属する本研修修了者の情報(所属法人名、事業所名及び修了者氏名)を提供しております。御理解と御協力をお願いします。

## 15 新型コロナウイルス感染症対策について

### (1) 自宅での健康チェック

- ・次の項目に該当する方へは、研修への参加自粛を要請します。
    - ①発熱の症状がある方(体温37.5度以上)
    - ②咳、全身倦怠感等の感冒様症状や結膜炎、嗅覚障害、味覚障害のある方(咳やくしゃみを伴う喘息など既往歴のある方は除く)
    - ③感染の流行地域への訪問歴が14日以内にある方
- ※演習は会場を用意して実施するため、上記の項目に該当する場合は研修受講困難であるとして、受講不可とします。

### (2) 入場時の体調チェック及び手洗い等について

- ・非接触式体温計を使用し、検温を行います。
  - ・演習毎に、受付にて健康状態申告書(様式2参照)の提出をお願いします。
- ※既往症(例:咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等)の場合は入場を認めます。
- ・受付に設置したアルコール消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底してください。
  - ・入館後もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨します。
  - ・入場時にマスクの着用をお願いします。
  - ・状況によって、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫いたしますので、予め御承知おきください。

### (3) 換気

- ・一定時間(概ね1時間程度)が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行いますので御承知おきください。

### (4) 演習終了後

- ・収集した健康状態申告書に記載されている個人情報、他に利用及び提供することはありません。
- ・参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理します。
- ・参加者は、14日間を目安に1日1~2回程度、発熱や症状の有無を確認してください。

※感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への御協力

- ・演習の参加者から感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡が取れる体制を確保するようお願いしますので、御協力ください。
- ・参加した個人は、保健所などの聞き取りに御協力ください。また、濃厚接触者となった場合には、最終接触から14日間の自宅待機の要請が行われる可能性がありますので、御協力ください。

## 16 その他留意事項

(1) 原則として遅刻は認めません。天候や駐車場の混雑等を考慮し、早目の対応をお願いします。

(2) 原則として受講中の退席は認めません。なるべく休憩時間に対応するほか、体調不良などの場合は係員等に相談してください。

(3) 著しく受講態度が悪い(私語、居眠り、携帯電話の使用等)方には、修了証書を交付しないので、注意してください。

- (4) 今年度からOJTを2日間受けることも必須となります。OJTを受講せずに、講義及び演習を受講しても修了証は交付できません。
- (5) 演習中の飲食は禁止になります。
- (6) 演習会場内はすべて禁煙です。
- (7) ゴミのお持ち帰りに御協力ください。

<受講申込書の送付先及び研修に関する問い合わせ先>

〒370-0045

群馬県高崎市東町70 イースト70ビル2階

有限会社プログレ総合研究所

群馬県障害福祉従事者等研修事業担当

電話番号：027-330-2690

FAX：027-327-0801

Eメール：g-shougai@omiya-fukushi.co.jp